

仕様書

1. 委託業務名

行政職員向け外国人への対応力向上研修オンデマンド教材制作業務委託

2. 委託期間

契約締結の日から令和8年9月30日まで

3. 委託業務の内容

行政職員向け外国人への対応力向上研修オンデマンド教材の制作

(1) 目的

福岡県内の在住外国人数は年々増加しており、昨年末には12万5千人を超え、過去最多を更新している。公益財団法人福岡県国際交流センター（以下「センター」という。）は、福岡県（以下「県」という。）からの委託を受け、外国人相談窓口を設置し運営しているが、相談件数の増加に加え、相談内容の複雑化や対応時間の長時間化が進んでいる。こうした状況を踏まえ、センターが中心となり、行政職員が窓口などで外国人からの相談に対応する際の能力向上を目的として、いつでもオンラインで学習できるオンデマンド教材を制作するものである。

なお、本業務は県からセンターが委託を受けて実施する業務の一部を再委託するものである。

(2) 全体構成

ア 目的と対象

外国人への対応に慣れていない行政職員を主な受講者として、外国人への対応力向上の必要性を認識でき、窓口等ですぐに活用できる内容とすること。

イ 動画の構成

動画は(3)の動画構成イメージを参考とし、4つの「大項目」（「はじめに」「基礎編」「応用編」「おわりに」）に分けて制作すること。

また、「はじめに」「基礎編」「応用編」の各項目については、それぞれ3つ程度の「小項目」に分割して制作すること。

ウ 動画の尺

「小項目」1つあたりの動画の長さは、内容に応じて15分～30分程度とする。

エ 学習効果

各項目の間に、確認のためのコンテンツを挟むなど、受講者が自らの理解度を図れる仕組みを入れること。

オ 演出

講義と実践を組み合わせるなど、受講者が最後まで飽きずに視聴できるような工夫をすること。

カ デザイン

多くの受講者の興味・関心を誘引するような、インパクトの強い、記憶に残るデザイン・動画構成とすること。

(3) 動画構成イメージ

企画構成にあたっては、以下の動画構成イメージを参考に、受託者が提案を行い、センターと協議のうえ決定するものとする。

大項目	動画構成イメージ
はじめに	・福岡県における外国人の現状を正しく認識し、行政職員として知っておくべき外国人に関する制度の基礎知識を取得できるものとする。
基礎編	・外国人との円滑なコミュニケーションを可能にする「やさしい日本語」の概念と基礎を学べる。また、外国人を対等な立場の住民として尊重し、歩み寄った姿勢で対応するための基本的なマインドセットを身につけられるものとする。
応用編	・基礎編で学んだ「やさしい日本語」を、実際の窓口業務で活用するための実践力を養う。また、窓口を訪れる外国人の多様なニーズを想定し、あらかじめどのような準備や環境整備を行っておくかを考えることができるようになるものとする。
おわりに	・これまでの学習を総括し、外国人を「助けるべき対象」という捉え方から、地域社会を「共につくる」存在へと視点を転換する。多文化共生社会の形成に向け、行政職員が果たすべき役割を再認識できるようにする。

(4) その他

本委託業務の目的に資するもので、仕様書に記載の内容以外に効果的な取組みがあれば、業務想定額の範囲内で提案すること。

4. 制作上の留意点

- (1) 撮影や画像使用等による肖像権及び著作権の手続き（撮影、編集はもとより、納品後の二次利用や公の会場での放映にあたり、新たな費用を発生させないよう事前処理を含む）を行うこと。
- (2) 委託期間終了後も複数年、動画を使用できるよう、必要な措置を行うこと。
- (3) 撮影した映像の加工、編集、音楽、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行う際、センターによる複数回の内容確認及び修正等の校正期間を十分に確保すること。
- (4) 委託料には、出演者の謝礼・交通費の他、必要とする資材や機材の運搬、会場使用料など業務の実施に必要なすべての経費を含むものとする。
- (5) 動画の種類は、アニメーション、実写のいずれでも構わないが、登場人物や内容などをできるだけ具体的に提案すること。
- (6) パソコン・スマートフォン・タブレット等の各種端末から閲覧可能な Web 環境で

再生できるものとする。

(7) 全編をとおして日本語字幕を入れるなど、障がい者の社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を誠実にいき、その社会的障壁の除去に可能な限り努めなければならないこと。

(8) 必ず、ジェンダーバランスやLGBTなどの性的少数者に配慮すること。

5. 成果物

(1) 成果物

ア 制作した動画の最終版を保存したDVD等の記憶メディア

イ 動画内で使用したスライド・図解の静止画データ

ウ 業務内容をまとめた報告書

(2) 納品場所

センター 多文化共生・留学生部 多文化共生グループ宛

(3) 納品方法

(1) アについては記憶メディアに小項目ごとに分割した動画データを保存して納品することとする。なお、動画形式及び解像度はセンターと協議のうえ決定するものとする。(1) イについては記憶メディアに全編とおして保存して納品することとする。(1) ウについては印刷物及び電子データでの納品とする。

(4) 納品期限

(1) アについては、次のとおりとする。

3. (3) 大項目のうち、「はじめに」「基礎編」 令和8年8月31日
上記以外のもの（「応用編」「おわりに」） 令和8年9月30日

(1) イ及びウについては、令和8年9月30日とする。

6. 動画の用途

センター及び委託元の県において、以下の用途で動画を使用するものとする。また、納品された動画データをセンター及び県が再編して使用する場合がある。

- ・センター及び県が管理するSNS（Instagram、Facebook等）やYouTubeへの掲載
- ・センターホームページへの掲載
- ・県が管理する外国人のためのポータルサイト「FUKUOKA IS OPEN」への掲載
- ・センター及び県が実施又は参加する会議、イベントなどでの放映
- ・その他、センター及び県が必要と認めた場所での放映又は配信

7. 業務実施上の留意事項

(1) 受託者は、報告書等の提出を求められた場合は速やかに提出すること。

(2) 本業務は県からセンターが委託を受けて実施する業務の一部を再委託するものであるため、本業務により作成された成果品に係るすべての著作権は、福岡県に帰属するものとし、二次利用及び公の会場での利用を妨げないものとする。また、受託

- 者は成果品に関する著作権者人格権及びその他一切の権利を行使しないものとする。
- (3) 映像・音楽等の著作権、肖像権等の権利関係の処理を済ませた上で、成果品を納品すること。成果品について、著作権等に係る問題が第三者との間で生じた場合は、すべて受託者の責任において処理・解決するとともに、センター又は福岡県に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
 - (4) アフターフォローとして、映像の内容に対し必要に応じて多少の修正を求めた場合、これに対応すること。
 - (5) 業務を一括して第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部についてあらかじめセンターの承認を得た場合はこの限りではない。
 - (6) 受託者は契約後、速やかに事業終了までの工程表を作成し、提出すること。
 - (7) 企画検討、連絡調整のため、センターとの打合せを必要に応じて行い、事業の進捗状況、計画等について報告を行うこと。打合せ以外にも、県と十分な協議を行うため、随時連絡調整を行うこと。
 - (8) 事業の遂行に関し、事業に必要な能力と経験を有する事業責任者を定め、必要とする人員を配置すること。
 - (9) 受託者は事業実施にあたって、データの漏えい、滅失及び事故等の予防に十分注意し、事業の信頼性及び安全性の確保に努めること。
 - (10) 委託料の支出内容について、帳簿や証拠書類を整備し、事業完了年度の終了後から起算して5年間保管すること。
 - (11) センター又は県が実施する調査等に協力すること。
 - (12) 本業務の実施にあたっては「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)」に基づく「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領(平成28年1月29日福岡県訓令第1号)」に定めるところにより、障がい者が社会的障壁を取り除くことを必要としている場合においては、その社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を誠実にを行い、その社会的障壁の除去に可能な限りに努めなければならないこと。
 - (13) 本事業の実施にあたっては、関係法令及び福岡県の条例等を遵守すること。

9 その他

本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、センターと協議の上、対応すること。